

消防吏員 2 級（消防副士長）昇任考査実施要綱

（趣旨）

第 1 この要綱は、職員の任用に関する規則（昭和40年茨木市規則第10号）第31条に基づき、2 級（消防副士長）昇任試験（以下「試験」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（試験の方法）

第 2 試験は、筆記試験（レポート方式）、人事評定により行う。

（受験資格）

第 3 受験資格を有する者は、消防職給料表の 1 級職員で、昇任試験資格基準表における必要経験年数を満たす者とする。

（試験の実施等）

第 4 試験は、毎年度 1 回実施するものとし、その告知は、受験資格を有する者に適切な方法により行うものとする。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から実施する。

別表

昇任試験資格基準表

学歴資格区分 職務の級	大 学 卒		短 大 卒		高 校 卒	
1 級		0		0		0
2 級	2	2	4	4	6	6

- ※ 1 各欄の左部の年数は、その職務の級に昇任するための 1 級下位の職務における必要在級年数を示す。
- 2 右部の年数は、必要経験年数を示す。